

令和 8 年 1 月 22 日

那珂川市都市計画審議会

会長 包清 博之 様

計画都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づき、福岡県知事より以下の都市計画について意見を求められたので、那珂川市都市計画審議会設置条例（平成 13 年 3 月 5 日条例第 16 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、諮問します。

記

- ・福岡広域都市計画区域区分の変更決定（福岡県決定）について

那珂川市長 武末 茂喜